

International Standard for Classification Data Protection

クラス分けデータに関する国際基準

2016年9月

はじめに

IPC 競技者クラス分け規程（以後「規程」と表記）の基本的目的は、クラス分けの信頼性を保持し、幅広い層の競技者の参加を促進することである。この目的を達成するために、「規程」はすべての競技に共通するクラス分けの方針と手順を詳述し、すべてのパラスポーツに適用される原則を定める。

国際基準は「規程」を補完するものであり、競技者及びその他の関係者が理解し信頼できる方法で、すべての加盟団体がクラス分けの具体的な諸点を実行できるような技術的及び運用上の基準となっている。

国際基準を遵守することは義務である。選手の判定のための国際基準は「規程」及びその他の国際基準と合わせて読む必要がある。

目的

「規程」は競技者がクラス分けデータをクラス分け組織(Classification Organization)に提出することを要求する。クラス分け組織がクラス分けをするにあたり、その一助となるような付加的データを提出することに同意することができる。クラス分けデータ保護に関する国際基準の目的は、クラス分け組織が法的義務に従ってクラス分けデータを終始一貫して使用できるようにすることである。

定義

本国際基準は「規則」及び本基準以外の国際基準で定義されている用語を使用する。その他に国際基準の中で別途使用されている用語は以下のとおりである。

Classification Data (クラス分けデータ)：クラス分けに関して、競技者及び国内競技団体及び国内パラリンピック委員会及びその他のいかなる人物、あるいはそのいずれかからクラス分け組織に与えられた個人情報及び個人の機密情報あるいはそのいずれか。

Classification Organisation (クラス分け組織)：競技者評価及び競技クラス割り当ての過程を行う組織、及びクラス分けデータを保管する組織、あるいはそのいずれか。

National Laws (国内法) : クラス分け組織に適用される国内のデータ保護及びプライバシー保護法、条例及び方針

Personal Information (個人情報) : 競技者に関連する、あるいは競技者に直接かかわるあらゆる情報

Process/Processing (「処理」) : 個人情報及び個人の機密情報あるいはそのいずれかにかかわる情報の収集、記録、保持、使用あるいは公開 (訳者注 : 本用語は通常の用法と混同されやすいので、以下では「処理」と翻訳する)

Research Purposes (調査目的) : パラリンピックムーブメント(the Paralympic Movement)における各種競技に関する事項の調査研究目的。これにはそれぞれの競技を行う上での基本的な活動をする際に障がいを与える影響及びそのような活動を行う時に用いられる補助的技術を与える影響も含まれる。

1 一般規定

1.1 クラス分け組織は該当する国内法にかかわらず、本国際基準に従わなければならない。

【1項に関する補足】

本国際基準は、競技者がクラス分けをされる地域場所の如何を問わず、クラス分けにおいてすべての競技者が望むデータ保護の最小限の基準を定める。本国際基準に定められた必要事項を超える必要事項を含むデータ保護法を有する国でクラス分け組織がクラス分けを行う場合には、当該クラス分け組織は本国際基準及びその国の法律が定めるより高度な義務の両方に従わなければならない。

2 「処理」できるクラス分けデータ

2.1 クラス分け組織は、クラス分けデータがクラス分けに必要な場合にのみクラス分けデータを「処理」することができる。

2.2 クラス分け組織によって「処理」されるすべてのクラス分けデータは正確かつ完全に最新の状態が保たれていなければならない。

【2項に関する補足】

クラス分けデータは個人的かつ機密性の高い性質を持つので、クラス分け組織は「処理」に関して十分な注意を払わなければならない。競技者が提出したクラス分けデータがクラス分けを行う上で必要であるという確信が持てない場合には、クラス分け組織はそのクラス分けデータを「処理」してはならない。

3 同意及び「処理」

3.1 3.3項の定めるところに従い、クラス分け組織はそのクラス分けデータに関する競技者の同意があった場合においてのみクラス分けデータを「処理」することができる。

【3.1項に関する補足】

競技者の同意は通常、当該競技者が競技者評価同意書(Athlete Evaluation consent form)、国際スポーツ連盟選手誓約書(International Sport Federation Eligibility Code Form)、またはその他の同意書に署名することにより確定する。

3.2 競技者が同意を与えることができない(例えば競技者が未成年である場合)場合には法定代理人、後見人または法的権限を持つその他の代理人が競技者に代わって同意を与えなければならない。

【3.2項に関する補足】

競技者の法定代理人あるいは後見人が同意を表明した場合には、「法的権限を持つ代

理人」は当該競技者が代理権を委任した団体の一員でもよい。

- 3.3 クラス分け組織が、関係する競技者の同意を得ずにクラス分けデータを「処理」できるのは、当該国の国内法によりその「処理」が認められている場合のみである。

【3.3項に関する補足】

同意を得ずにクラス分けデータを「処理」することが必要な場合も考えられる。一例としては、競技者が不正行為を行った可能性の調査が必要な状況が挙げられる。そのような場合には、クラス分け組織は、同意を得ずに行うクラス分けデータの全ての「処理」が関連する国内法に照らして合法であることを確認する責任がある。

4 クラス分け調査研究に適用される規定

- 4.1 クラス分け組織は競技者に対して、個人情報及び個人の機密情報あるいはそのいずれかを調査研究の目的で提出することを求めることができる。
- 4.2 クラス分け組織が個人情報及び個人の機密情報あるいはそのいずれかを調査研究目的で使用する場合には、本国際基準ならびに適用されるべき全ての倫理的使用要件 (ethical use requirements) に従わなければならない。これには当該クラス分け組織に適用される倫理的使用要件が含まれるが、必ずしもその要件に限定されるものではない。
- 4.3 クラス分け組織は競技者が唯一調査研究目的のためにのみクラス分け組織に提出した個人情報及び個人の機密情報を、いかなる他の目的にも使用してはならない。
- 4.4 クラス分け組織は、関係する競技者が同意を表明した場合においてのみ調査研究目的でのクラス分けデータの使用を認められる。競技者が調査研究目的で提出したいかなる個人情報及び個人の機密情報あるいはそのいずれかを公表したい場合には、公表に先立って公表に関する当該競技者の同意を得なければならない。公表が匿名であり、個人情報及び個人の機密情報あるいはそのいずれかの使用に同意した競技者が特定されない場合にはこの規定は適用されない。

【4項に関する補足】

調査研究は競技に関するクラス分けの発展のために不可欠であり、競技者はクラス分け組織にクラス分けデータを提出することを求められる。そのデータの使用は本国際基準に従ったものでなければならず、また、特に、調査研究目的で提出されたいかなる個人情報及び個人の機密情報、あるいはそのいずれかが競技者評価及び競技クラス割り当てに使用されることがあってはならない。

5 競技者に対する告知

5.1 クラス分け組織はクラス分けデータを提出する競技者に対し、以下の諸点に関しての告知を行わなければならない。

5.1.1 クラス分けデータを収集するクラス分け組織の識別情報

5.1.2 クラス分けデータの収集の目的

5.1.3 提出されたクラス分けデータが保持される期間

【5.1 項に関する補足】

競技者に対する告知に関して、クラス分け組織は最も効率的な告知方法を決定することができる。これにはウェブサイト又はソーシャルメディア又は標準的な方法でクラス分けに使用される書式を使って競技者に通知する形式があり得る。個別対応は、必要とはしない。

6 クラス分けデータの保全

6.1 クラス分け組織は以下の各項を守らなければならない。

6.1.1 クラス分けデータの紛失、盗難、あるいは非合法的アクセス、破壊、使用、改ざん、あるいは公表を防ぐために、物理的、組織的、技術的及びその他の方策を含む適切な保全措置を用いてクラス分けデータを保護すること

6.1.2 クラス分けデータが与えられたいかなる他の団体も、当該クラス分けデータを本国際基準に従って使用することを保証する合理的措置を講ずること

7 クラス分けデータの漏洩

7.1 クラス分け組織は、データを与えることが他のクラス分け組織が行うクラス分けに関連しており、適用されるあらゆる国内法に照らして合法である場合を除き、クラス分けデータを他のクラス分け組織に漏洩してはならない。

【7.1 項に関する補足】

国際スポーツ連盟は、特に競技会を行う上で、他の国際スポーツ連盟とクラス分けに関する情報を共有することを希望することもある。この情報共有は、情報を受け取る国際スポーツ連盟が本国際基準に従う場合においてのみ許される。ほとんどの国際スポーツ連盟選手誓約書にはこのような情報の共有の可能性があることが記載されている。記載がない場合には、クラス分け情報共有に関する同意が含まれるように同意書を改定することが推奨される。

7.2 クラス分け組織がクラス分け情報を他の団体に与えることができるのは、その情報供与が本国際基準に従っており、かつ国内法で許可されている場合に限る。

【7.2 項に関する補足】

クラス分け組織が、例えば主要大会組織委員会のような他の団体と個人情報と共有

できるのは、当該競技者が事前に同意している（例えば、大会参加条件の一部として、個人情報大会組織委員会に供与されることに競技者が同意している場合）か、もしくはこの「処理」が、適用される国内法に照らして適法である場合においてのみである。

8 クラス分けデータの保持

8.1 クラス分け組織は、クラス分けデータが保持されるのはそのデータが収集された目的のためにそのデータが必要とされる期間内のみに限られることを保証しなければならない。クラス分けデータがクラス分けのためにもはや不要となった場合には、そのデータは消去、破棄されるか又は永久に匿名のデータとしなければならない。

8.2 クラス分け組織は、クラス分けデータ保持に関する指針を作成し、公表しなければならない。

【8.2項に関する補足】

クラス分け組織は、クラス分けにそのデータが必要である間はクラス分けデータを保持してもよい。クラス分け組織は、データの保存に関する明瞭かつ理解しやすい指針と方法を作成しなければならない。この指針と方法には競技を引退した競技者に関するクラス分けデータの保持についての明瞭な方針が示されていなければならない。

8.3 クラス分け組織は、クラス分け委員及びクラス分け要員が競技者に関するクラス分けデータを保持できるのは当該競技者に関するクラス分けを行う上で必要な限りにおいてのみである、ということを保証する方針とその手続きを発効させなければならない。

【8.3項に関する補足】

競技クラスを割り当ててもらうために、競技者は本人に関する大量のクラス分けデータを供与する。このデータは競技者査定に責任を持つクラス分け組織が任命したクラス分け委員に提供される。当該クラス分け組織は、クラス分け委員としての本人の役割を全うする上でのみ、個々のクラス分け委員はこのクラス分けデータを使用することができること及び、特に、競技者評価終了後はいかなるクラス分けデータも個人的に保管しないことを確実に守らせなければならない。これには競技者評価中にクラス分け委員が作成したあらゆるメモ、コメント、ビデオ録画、手書き又は電子的記載の記録も含まれる。例えば、クラス分け委員は個人用のノートパソコンや記録媒体に保存したクラス分けデータを保有してはならない。その保持が基本準第8項に記述されている内容に沿っている場合には、クラス分け組織は関連するいかなるデータも保持できる。

9 クラス分けデータに対する入手権(Access Right)

9.1 競技者は、クラス分け組織に以下の事項を求めることが許される。

9.1.1 当該クラス分け組織が本人に関するクラス分けデータを「処理」したかどうかの確認、及び当該クラス分け組織が保有する 9.1.2 項及び 9.1.3 項またはそのいずれかのクラス分けデータの記載内容

9.1.2 クラス分け組織が保有するクラス分けデータの写し

9.1.3 クラス分け組織が保有する訂正または削除の記録

9.2 9.1 項に従った要求は、競技者自身、あるいは当該競技者を代理する国内競技団体または国内パラリンピック委員会が行うことができる。当該クラス分け組織はしかるべき期間内にこの要求に応じなければならない。

【9.1 項に関する補足】

クラス分け組織は、クラス分けに使用されたクラス分けデータの詳細を競技者に提供することができなければならない。一般的に、クラス分け組織は可能な限り速やかに「(クラス分けデータ) 入手要求」に応えるべきである。